

# HOTLINE

税理士法人 ユーマス会計

株式会社 ユーマス経営

## 新今月の視点



### 所得税の確定申告・贈与税の申告は忘れなく

今年も2月17日(月)から受付が始まります。還付に関する申告はそれ以前でも行えます。

#### I 確定申告が必要な人と税金が戻る人

◇ 確定申告をしなければならない人は、概ね次の人です。

1、個人事業や不動産収入のある人。

平成 25 年中に事業・不動産・その他の収入があった人で、その所得から各種所得控除（配偶者控除や扶養控除・基礎控除等）を控除して残額がある人。

2、給与所得がある人。

普通 給与所得者は前年末の年末調整で 25 年分の所得税が清算されているので、確定申告の義務はありませんが、次のような人は確定申告書を提出しなければなりません。

(1) 25 年分の給与収入が 2000 万円を超える人。

(2) 給与所得以外の所得が 20 万円を超える人。

(3) 給与収入が 2 か所以上で、主な給与収入と退職所得以外の給与その他の合計所得が 20 万円を超える人。

◇ 確定申告をすれば税金が還付される人は概ね次の人です。

1、確定申告の義務のない人でも、源泉徴収税額や予定納税額が納め過ぎになっている人は確定申告書を提出して還付を受けることができます。

(1) 25 年分の所得が少ない人で、配当所得や原稿料収入の源泉所得税を納めている人。

(2) 所得税額の計算上引ききれない外国税額控除のある人。

(3) その他の人で源泉徴収税額が申告税額より多い人や予定申告額が申告税額より多い人。

(4) 給与所得者のうち次のような人。

① 25 年の中途で退職し、年末調整を受けていない人。

② 災害で住宅や家財に甚大な損害を受けた為、災害減免法の規定により所得税額の軽減又は免除を受ける人。

③ 災害・盗難・横領などの雑損控除、医療費又は寄付金控除などの適用を受けることができる人。

④ 配当控除や住宅借入金特別控除の適用を受けることができる人。

⑤ 25 年中に退職し、退職金を受給した人が 20%の源泉徴収を受けた人。

2、事業所得などで損失のあった人。

1、以外でも事業所得や不動産所得などで所得がマイナスになった人で、源泉徴収税額や予定納税額のある人。

3、税金還付の申告は確定申告受付前でも受理され、税金の還付が早期に行われます。

#### II Iに該当する人はすべて確定申告をしなければなりません。

確定申告は、毎年2月17日から受付が始まり、3月17日が期限となっています。特に、個人で事業や不動産貸付を行っている人は確定申告に際して、事前に25年分の収支計算（決算）を行わなければなりません。事業の場合は売上や仕入、経費の未収や未払金の確定や在庫調べ（棚卸）などの決算手続きがあります。一寸した手違いで間違った決算書に基づいて確定申告をした場合、後日加算税などのペナルティーを課せられます。早期の決算事務の進行にご協力願います。



※前回より法的手続きによる「強制執行」の解説を行い、そのうちの1つである動産執行について触れました。今回は、債権執行について解説します。なお、債権執行は実務上一番重要ですので、何度かに分けて解説します。

#### (4) 債権執行

債権とは、法律上の定義は相手方に請求できる権利の総称を意味します。したがって、名誉棄損に対する謝罪広告請求やネット掲示板への削除請求なども債権になりますが、これらは金銭回収には関係のしない債権であるため、ここでは省くこととします。

さて、金銭回収に関係する債権の代表例として考えられるのは、銀行などの金融機関に対する預金払戻し債権、企業経営で生じた取引先への売掛金、他人への貸付金といったところではないかと思われます。債権執行は、このような債務者（金銭支払い義務を負う者）が銀行や取引先、他人（こういった債務者に対して支払い義務を負っているものを第三債務者といいます）に対して有する債権を差押え、第三債務者より直接取り立てる（支払ってもらう）手続きとなります。つまり、債務者が支払いを渋るのであれば、債務者と何らかの契約関係のある第三債務者に代わりに支払ってもらうという制度が債権執行となるわけです。

私の経験上のことにはなってしまいますが、従前ご説明した不動産執行や動産執行よりも、債権執行の方が断然利用頻度は高い手続きとなります。

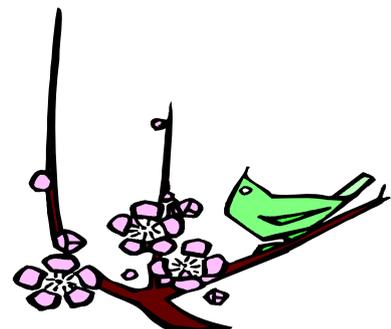
ただ、債権執行の最大の難点は以前記載した「財産の特定」ができるのかという点です。

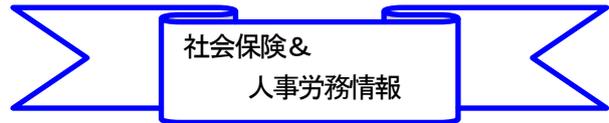
例えば、債務者が銀行預金を持っていることは間違いないという事例を想定してください。この場合、債権執行として預金債権を差押え、その銀行より直接支払ってもらえれば確実な回収を見込むことができます。

したがって、是が非でも預金債権の差押えを行いたいのですが、銀行預金の差押えを裁判所に申し立てる場合、銀行名と支店名を特定する必要があります（口座番号や種別は不要です）。過去の取引において、債務者が使用している銀行名と支店名が分かるのであれば、そこを狙い撃ちにすればよいかと思います。

しかし、どこの銀行を使用しているのか分からない、あるいは銀行名は分かっても支店名までは分からない…ということが往々にしてあります。このような場合は債権執行を申し立てたくても、裁判所に受け付けてもらえず手詰まりとなってしまいます。この結果、仕方ありませんので、取引先の周辺の金融機関を片っ端から探し出して（グーグルやヤフーの地図をみればおよそ見当がつきます）、それらの金融機関に対して当てずっぽうで差押えを行うほかありません。当てずっぽうが当たれば、その金融機関より直接支払ってもらえますが、当たらなかった場合は費用の無駄となってしまいます（第三債務者1名＝一支店当たり1万円程度の申立費用がかかると考えてください）。

したがって、預金債権の差押えには、「財産の特定」というハードルがあることに留意していただき、日ごろから、取引先の取引銀行はどこなのか意識的に探るくらいの対応が必要かと思います。





社会保険労務士 嶋田 亜紀

## 人事労務情報 ～労務トラブルQ&A～

Q：会社が行う定期健康診断ではどのような検査項目が必要ですか。

A：安衛則第44条によって定められています。

会社は、常時使用する労働者に対し、年に一回以上定期的に次の項目について医師による健康診断を行わなければならないこととされています。

### 「検査項目」

1. 既往歴及び業務歴の調査
2. 自覚症状及び他覚症状の有無の検査
3. 身長、体重、腹囲、視力及び聴力の検査
4. 胸部エックス線検査及び喀痰検査
5. 血圧の測定
6. 貧血検査（赤血球数、血色素量）
7. 肝機能検査（GOT、GPT、 $\gamma$ -GTP）
8. 血中脂質検査（低比重リポ蛋白コレステロール、HDLコレステロール、血清トリグリセライド）
9. 血糖
10. 心電図検査（安静時心電図検査）
11. 尿検査（尿中の糖及び蛋白の有無の検査）

なお下記の検査は、健康診断を実施する医師の判断により省略することができます。

- ・ 身長：20歳以上の者
- ・ 喀痰検査：胸部エックス線検査で病変の発見されない者または結核発病のおそれがないと診断された者
- ・ 上表の6～10の検査：40歳未満の者（35歳の者を除く）
- ・ 腹囲の検査：40歳未満の者（35歳を除く）

